

少子化対策をどう捉えるか —— 地方私立幼稚園協会の取り組みから ——

天 野 珠 子

An Approach to Dealing with the Declining Birth-rate —— A regional case study by the Association of Private Kindergartens ——

Tamako AMANO

1 少子化と育児支援

わが国の出生率の低下が話題になったのは、昭和50年代初めだったと記憶している。昭和48年(1973)をピークに徐々に出生率の低下が進み、それに拍車をかけたのが、昭和61年(1986)に施行された男女雇用機会均等法や育児休業制度であり、さらにセクシャル・ハラスメントの訴訟などを通して女性の働く権利が保障されてきたことなどといえよう。バブル期には、女性の職場進出が奨励され、適齢期やオールドミスといったことばは死語に近くなった。女性が仕事に生きがいを見つけ、その社会進出とともに地位や収入も上がり、結婚や出産年齢も引き上げられ社会保障も進んだ。保育所へ預ける子どもの母親層も高学歴化して、専門職や管理職従事者なども増加し変化してきた。さらに結婚しない男女、子を持たない夫婦も増加し、平成13年(2001)には特殊出生率^(注1)が1.33まで落ち込み話題になったことは記憶に新しい。しかし平成15年(2003)は、さらに低下が進み1.29まで落ち込み政府の対応も具体化してきた。

以上のような社会情勢の変化が、平成11年度より急速な少子化による人口減少対策の指針として示された「少子化社会対策基本法」および「次世代育成支援対策推進法」(いずれも、平成15年7月23日、国会で可決、成立)である。この二法案はセットで成立している。「次世代支援対策推進法」の基本理念第三条では「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育

てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない」と明記されている。これを受け、国および地方公共団体では、「次世代育成支援対策」の行動計画が進められ、当面の取組方針として

1. 男性を含めた働き方の見直し
2. 地域における子育て支援
3. 社会保障における次世代支援
4. 子どもの社会性の向上や自立の促進

という4本の柱を立て取り組もうとしている。

既に打ち出されている保育所への「待機児ゼロ作戦」や「育児休業法の改正」「新エンゼルプラン」「仕事と子育て両立支援策の方針」「少子化対策プラスワン」などの方針、さらに具体策として、認証保育所をはじめ駅前保育や企業内保育、コンビニ保育などが話題となってきた。

戦後しばらくたって、保育所と幼稚園は、その機能面において、明確に分かれた。すなわち、家庭保育に欠ける共働き家庭のため「福祉」を目的とした保育所(厚生省管轄、現厚生労働省)と小学校入学前の幼児に基礎的学習をさせる「教育」を目的とした幼稚園(文部省管轄、現文部科学省)にである。それにより、幼稚園は「幼児の保育は、4時間を限度とする」「幼稚園は、満3歳より就学までの幼児を対象とする」など、保育所との差が国の政策として明確に示され厳しく制限されていた。ところが近年、幼稚園側に、行政の方から一方的に預かり保育や2歳児保育の奨励などが次々と打ち出され、少子化対策のため、幼保一元化の法改正などの抜本的改革どころか、じっくりと議論することもなされぬまま、なし崩し的に園児数の減少による空保育室のあ

る幼稚園から、いくばくかの補助金を餌に、実施を奨励し実現され始めているのが現状である。

平成16年6月には、「少子化社会対策基本法」に基づき、国の基本施策として「少子化社会対策大綱」が閣議決定された⁽¹²⁾。これにより、少子化の流れを変えるための施策が協力的に推進されるという。

大綱策定の目的は、「子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会へ転換することが喫緊の課題である」として少子化の流れを変えるため、特に集中的に取り組むべき4つの重点課題を挙げている。その項目を列挙すると、

1. 若者の自立とたくましい子どもの育ち
2. 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
3. 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
4. 子育ての新たな支え合いと連帯

である。いずれも抽象的文章の羅列で、具体的指針や方策は各地方自治体に委ねられたのである。地方自治体では、その道の専門家や実践家、地元の有志などに専門委員を委嘱し検討会等を開始して個々の自治体に合致した施策作りに着手し始めているのが現状である。

これら幾つかの思案が公表されるに連れ、当初論じられていた内容「子育てする全ての家庭」が、気付かずしてある方向にのみ強調され歪められる風潮が現れてきた。つまりそれが「育児支援」イコール「働く母親支援」である。家庭で子育てする権利は無視され、事情さえ許せば全ての乳幼児を持つ母親も働きたいと当然考えているような方向に流れているのである。

II 法案の問題点と疑問

これら矢継ぎ早の施策打ち出しに対して、教育学者や保育関係者、評論家らの間からは疑問視する声が出ている。

例えば、明星大学教授、高橋史朗氏⁽¹³⁾は、「2法案策定の背景には、労働力確保のため女性を効率よく働かせようという共通の狙いがあり、この法律には、何によって人間が幸せを感じるかという幸福論ではなく、『もっと豊かにもっと便利に』という人間の都合による経済効率論であるところに欠陥があるのではないか」と述べている。さらに「子どもを産むことと育てることは別問題として捉え、『子どもを安心して産み育てる環境』とは『安心して離

婚できる環境』であり、そのためには『女性の社会進出』が必要不可欠で、子どもを産みさえすれば社会福祉で何とかする、という親の子育て観は、確実に親の子育て放棄を促進し、家庭崩壊、家庭解体をもたらすことになるのではないかと警鐘している。そして、「保育サービスの充実が『子育てに伴う喜びが実感されるように配慮』という基本理念を実現するものとはとうてい思えない」として「日本の親たちには、『子育てする権利』という考えが欠落しているのではないかと述べている。

また、日本総合研究所調査部主任研究員の池本美香氏⁽¹⁴⁾は「子育てする権利より働く権利を軸にした少子化対策は、上層階級の人にとっては、創造性のある職、所得の増加、十分な余暇をもたらす、子どもにもマクドナルド化⁽¹⁵⁾されていない教育が実現される。しかし、下層階級の人にとっては、働く権利を軸にした少子化対策は、若干の所得の増加をもたらすという理由から正当化されるものの、一方で管理されない、創造性を発揮する余地のある子育てという仕事の機会を奪い、マクドナルド化された職につかざるをえない方向に誘導している面がある。(中略) 子育てをする権利の考え方を政策において議論する必要があるだろう。」「女性の働く権利を軸に保育サービスの充実に力点を置くこれまでの少子化対策に対して、子育てをする権利を軸にしたもう一つの少子化対策の提案である」と述べ、幾つかの提案をしている。その項目のみ列挙すると

- (1) 子どもと一緒に過ごす時間を保証する政策
《在宅育児手当》
《育児休業制度等の労働政策》
《ホームスクール》
- (2) 親のエンパワーメントを支える政策
《自主保育活動への支援》
《親の学習機会の保障》
- (3) 支えあいを促進するしかけづくり
《世代間交流》《自然の空間》
《地域通貨》

などを、世界各国の例を挙げ提案している。そして「子どもを持って豊かに親子の関係を築きたいという本音を汲み上げる議論の必要性を訴えたい」と述べている⁽¹⁶⁾。また専業主婦の子育て支援が進まない理由として、「自ら好きで産んで、仕事もしていないのに、子どもを公的サービスで預かってもらう

ということに対する親自身の後ろめたさがある。自治体も働く母親の保育サービスを優先的に整備するのは、基本的には自分で子どもを持つことを選択したのだから責任も親自身が持つべきという考えが根底にある。「働く女性の子育て支援を充実させることは、一見女性の働く権利を尊重し、子育ての負担を軽減する政策のように見えるが、結果として女性が働きつつ子どもも産むという選択肢だけを支援することとなる」と述べている^(註7)。

また、社会評論家の青葉ひかる氏は、読売新聞の「論点」^(註8)で少子化対策について「今日では『女性が働くことは良いことで必要なことだ』といわれれば反論の余地はない。というより、この言葉はあらゆる議論の前提になってしまっている。『子どものために、せめて三歳くらいまでは側にいて育児に専念すべきだ』なんて言おうものなら、時代遅れのそしりを免れないような風潮である。『子どもがいても働きたいという女性がいるから、そのために対策を考えるべきだ』というのが大前提になってしまっているのである。(中略)『産みたいが、経済的に産めない』『子どもが小さい間は自分の手で育てたいけれど、預けて働くほうが、収入が増えるから働く』という本音の部分が、『子どもを持っても働きたい』という表現に変質されてしまっている。もちろん例外があることは否定しない。しかし『お金を稼ぐために働かざるを得ない』という、多くの女性の本音は議論の対象から外され『赤ちゃんがいても働くことを女性は望んでいる』という言葉でくられてしまっている現状がある。『家庭で子どもを育てたい』という親への経済支援こそ、緊急の国の『少子化対策』ではないだろうか。子どもが幼いうちは親の手で慈しむことが子どもにとっても幸せであることは論をまたないであろう。」と論じている。

これらの論評を紹介するまでもなく、無認可保育施設における乳幼児の痛ましい事故が報道されている。藁をもつかむ親の心境に付け込む悪徳商法の一つとして、24時間保育などを低料金で請け負う業者も多い。厚生労働省は、保育士資格を国家資格にすることで保育士の自覚と保育施設の質の向上を検討、実施し始めている。しかし預ける親の方にも問題がないとはいえない。池本氏（前述）が紹介している「子育てのマクドナルド化」とは、リツア

(Ritzer)による説^(註9)で、効率性、予測可能性、計算可能性、などを重視する方向に向かう力が社会に働いていることを言い、教育、職業、ヘルスケア、旅行、娯楽、ダイエット、政治、家族、など社会の全ての側面に及んできていると言う。保育の面で言うなら保育サービスのチェーン展開がこれに当たる。駅前保育、夜間保育、病児保育、など保育の商品化である。一般の認可保育所では、保育士が懸命に親の代理を務めようと良心的保育を心がけているが、保育士の多くがこれで良いのかと疑問に感じることがあるという。

現在、保育士をしている筆者の教え子の一人が語ってくれたことであるが、バギーに乗せて連れてきた子どもを抱き上げることもせず、まるで荷物のようにバギーごと置いていってしまい、迎えに来たときも「バギーに乗せてください」といって抱き取ろうとしない親がいるという。自分達は母親を楽にするためだけの存在なのかとむなしくなる時があるという。寝たまま連れてきて、寝ている子を連れて帰るのでは、母親とのコミュニケーション不足は免れないであろう。働く母親の福祉政策が、子ども不在の子育て支援となっていくと疑問視する声があることを、少子化対策や、子育て支援に関する制度を検討中の関係者には十分認識してもらいたいものである。

III 地方自治体としての世田谷区における幼児教育の現状と課題

働く母親支援を保障する取り組みは当然のことであるが、前述のようにそれが国の政策として単一的方向に向くことには多くの問題がある。現に専業主婦の立場がほとんど無視されていること、池本氏が述べるように後ろめたさからか、彼女らの声が全く聞こえてこないこと、これまでの子育て支援は、働く母親に向けられ、家庭で子育てに専念しているかなりの数にのぼるであろう専業主婦家庭への支援はかなり冷遇されていることなどである。

「今回の少子化社会対策基本法」および「次世代支援対策推進法」は、その基本理念を示したものであり、具体案は各自自治体においてその地域の独自性を重視しつつ検討し実施することになった（平成18年度実施予定）。そのため各自自治体では、さまざまな形で具体策の立案と実施計画が進められている。

ここでは、筆者が参画している地方自治体の一つとして、東京特区（23区）内の世田谷区の現状とこれまでの取り組みから、この問題を考えてみたい。

1. 世田谷区の幼児教育の現状

世田谷区では、区の教育委員会において、現幼児教育の現状を幼稚園と保育所を中心に把握し、実務面から今後の実施計画の参考にするため整理することから始められた。それを参考^(注10)に世田谷区の現状をまとめてみた。

幼児を取り巻く現状（幼児の人口推移）

- ・世田谷区の乳幼児（0歳～5歳）の人口は、平成15年1月現在で、35,001人である。（昭和53年には、61,138人。約半数近い水準まで減少）
- ・世田谷区の合計特殊出生率は、平成元年に1.00を割り込み、平成13年には、0.81まで低下している。（ちなみに、この時点で東京都は1.02、全国は1.33）

2. 世田谷区の幼児教育・保育の概況

（1）世田谷区の幼稚園教育の歴史的経緯

幼稚園は学校教育法（昭和22年）に定められた学校として位置づけられた。それにより、私立幼稚園は学校法人によって設置されることとなっているが、その設立の歴史的背景（戦前に設立された多くの幼稚園は、個人立、宗教法人立であり、その貢献を無視できないことと、学校法人立だけでは、幼児を収容できない現実があった）から、同法102条に「当分の間、学校法人によって設置されることを要しない」との規定があり、個人立、宗教法人立など学校法人立以外の幼稚園が認可され、102条園と呼ばれている。

- ・区内に現存する幼稚園で最も歴史のある園は、大正7年（1918）に設立された私立幼稚園である。私立幼稚園の多くは戦後の人口増から設立されたが、昭和30年（1955）代から区内の幼児人口が急増し、私立幼稚園だけでは希望する幼児を受け入れられない状況になったことから、それを補填することを目的に区立幼稚園が設置された。区立幼稚園は、昭和41年（1966）に最初の1園が設置され以後13園が設置されたが、その後2園が園児減少により廃止され現状に至っている。
- ・区内の私立幼稚園は最盛期には82園であったが、以後幼児人口の減少により、廃園が続き、現在

の稼働園は57園である。（他に休園中の園が1園ある）

- ・東京都の23区内の区立幼稚園数（全211園）で比較すると、新宿区の30園を筆頭に江東区20園、中央区と港区が16園、台東区が13園で次が世田谷区の11園で園数の順位では、6位である^(注11)。
- ・23区内の私立幼稚園数（全585園）で比較すると、世田谷区は57園で1位である。2位が足立区の55園、3位が大田区の50園、最下位は中央区の1園である。^(注12)

（2）世田谷区の区立幼稚園の概況

区立幼稚園の平成16年（2004）の園数は11園、定員数1,496、園児数1,278、充足率85.4%である。学級編成は11園すべて同じで、4歳児2学級、5歳児2学級の計4学級で定員136人である。（3歳児学級はない）

充足率の内訳は、100%3園、90%台3園、80%台1園、70%台2園、60%台1園、50%台1園である。

（3）世田谷区の私立幼稚園の概況

現在（平成16年）の区内私立幼稚園の設置者別園数（稼働園）は、学校法人立29園（51%）、宗教法人立20園（35%）、個人立8園（14%）で、学校法人立園と102条園が約半々であり、東京都全体の割合とほぼ同じ傾向である。

私立幼稚園の休、廃園理由は、園児数の減少、経営者の後継者不足（個人立）などである。世田谷区では、最盛期の82園から25園（30.5%）も減少した。

最近の12年間で23区内の幼稚園は、公立が54園、私立は72園もが廃園となった。これは、公立の約20%、私立の約10%に当たる。世田谷区の廃園率は、23区内私立幼稚園全体から見て、かなり高いといえる。

区内の幼児人口の約6割を私立幼稚園が受け入れている。平成15年度の全私立幼稚園の定員数は、11,020、園児数9,535、充足率86.5%である。年齢別割合は、5歳児34.2%、4歳児34.8%、3歳児31%で、3歳児入園が年々増加している。ちなみに区内の3歳児入園率は、昭和41年3.8%、昭和56年8.7%、平成3年22.2%、平成8年28.2%、平成13年30.8%である。

（4）世田谷区の保育所の概況

区内の保育所施設数は、平成15年4月現在、認可保育所が、区立保育所54、私立保育所19で計73施設である。その他に低年齢児対応のための保育室23、保育ママ43、認証保育所11で総計150の多様な保育サービス施設がある。収容乳幼児数は、7,736人である。構成比は、区立保育所5,085人(65.7%)、私立保育所1,624人(21%)、保育室524人(6.8%)、保育ママ151人(1.9%)、認証保育所352人(4.6%)で、平成15年度待機児数は33人である。待機児数の推移をみると、平成10年度154人、平成13年度251人、平成14年度80人で区のこれまで推し進めてきた待機児ゼロ作戦は効果をあげてきているといえる。

(5) 世田谷区の乳幼児養育状況

5歳児の養育状況は私立幼稚園約6割、区立幼稚園約1割、公私立保育所約2割、認可施設以外の保育グループや在宅育児約1割で、全体の約7割が幼稚園に通っている。

また、保育サービス施設で保育されている0歳児は、区立保育所、保育室、私立保育所の順で多いが、全0歳児の87%は在宅で養育されており、圧倒的多数である。

1・2歳児になると、保育サービス施設で保育を受ける幼児が徐々に増加し、在宅養育率は約70%台になる。

3歳児になると、私立幼稚園に就園する幼児が増え、約50%の幼児は私立幼稚園に入園している。

保育所は低年齢児ほど定員オーバーで、4・5歳児では、幼稚園に移行する傾向があり年長児の保育所での定員割れは、世田谷区のみの特徴とはいえない。さらに平成11年(1999)幼稚園について、満3歳の誕生日以降からの入園が可能となり、主に定員割れしている一部私立幼稚園では受け入れを始めている。

3. 世田谷区における乳幼児に関する検討すべき課題(教育委員会思案)

以上のような実情を踏まえ、課題の検討にあたっての視点、実情に即した幼保一元化のあり方を探る必要性から、区立幼稚園のあり方をはじめ、私立幼稚園、保育所、さらに0歳から5歳児に至る幼児の教育や育成についても視野に入れ以下のような検討すべき課題を挙げている。

1) 全国的な少子化の進行と局地的な乳幼児人口の増加への対応

区内では地域格差はあるが、流入超過による乳幼児人口増の傾向にある。区における子育ての環境整備は量から質への変化、多様化するニーズへの対応が必要。

2) 幼児教育に対する関心の高まり

小学校就学前教育の一環として、保育サービス施設でも幼児教育ニーズが高まっている。

3) 幼保一元化に向けた取り組み

幼児教育ニーズの高まりに対応するため、世田谷区の実情に即した幼保一元化のあり方を探る必要性。(※ちなみに、その先駆けとして、従来私学助成など私立幼稚園との関係は、総務部の私学係が担当し、保育所関係は保健福祉部が担当するなど、子ども政策を行う部署が複数にわたっていた。それを子育て、家庭問題まで含めて、「子ども課」の新名称で一本化した。子ども部は「子ども家庭支援課」「児童課」「保育課」で構成され、区の行政で教育と福祉の一体化をめざしている)^(注13)。

4) 役割分担の適正化に向けた取り組み

①幼児教育の質の向上に向けた区の役割分担 ②私立幼稚園の量的補完からの役割転換 ③利用者負担の適正化(区立幼稚園の入園料、保育料の見直しと私立幼稚園保護者負担軽減補助の見直し) ④運営の効率化(入園率が将来にわたり一定基準以下の区立幼稚園の廃止、民営化にかかわる検討)

以上のような検討の結果、区立、私立幼稚園ともに定員割れの状況が続いている現状から、私立幼稚園の補填が目的であった区立幼稚園が現在の11園のままではよいかを検討されるべきである、としている。そして区立幼稚園の統廃合問題が浮上し、現在充足率の低い2園を廃止し、その施設を国の推し進める「総合施設(仮称)」も視野に入れた検討が始められてきたのである。

4. 世田谷区私立幼稚園協会の取り組み

以上のような国と地方自治体(世田谷区)の動きに、世田谷区私立幼稚園協会(社団法人)は、「子育て支援」に対するビジョンを明確に示す必要性があるのではないかと、理事会や園長会で論議された。特にこれまで全く聞こえていない、また言う場を持

たない多くの専業主婦の子育て支援に対する意識を、区の活動に反映させる必要があるのではないか、それには、個人では難しい専業主婦の声を幼稚園が仲立ちとなって調査する必要があるのではないか、という意見が大勢を占めた。そこで専業主婦が多い世田谷区の特徴も鑑み、幼稚園に子どもを通わせている保護者の意識調査を実施することになった。その経緯は以下のとおりである。

平成15年12月3日の臨時総会（園長会）にて、理事会よりアンケートについて提案、参加者全員の賛同により、平成16年1月から2月、PTA役員会に協力要請し、全幼稚園の保護者を対象に「世田谷区内における私立幼稚園保護者の『子育て支援』に関する意識調査」を実施した^(注14)。

1) 意識調査の目的

現在、東京都内で最も私立幼稚園数の多い世田谷区において、しかも該当幼児の約6割が私立幼稚園に在園している状況から、加盟する幼稚園の保護者の意識を調査し、「次世代育成支援対策推進法」の「子育てするすべての家庭を支援する」という主旨を、同推進法の地域行動計画に反映することを目的とした。

2) 調査方法

- ・アンケート内容=子育て支援に関する意識調査24問
(内訳 ①子ども・幼稚園についての意識…12問、②親の子育て意識…12問)
- ・実施日：平成16年2月 ・実施園：協会加盟全園(57園) ・該当園児数：9,606名
- ・配布家庭数：9,038(兄弟で在園の場合は、どちらか1名を対象とした)
- ・回収数：7,871部 ・回収率：87.1%

3) アンケート結果(紙面の都合で、代表的回答の幾つかを紹介する)

①子ども・幼稚園に対する意識調査概略

- ・回答者の子どもの学年は、年少(3歳児)31.3%、年中(4歳児)35.0%、年長(5歳児)33.1%でほぼ均等であった。
- ・回答家庭の子どもの数は、2人59.6%、1人25.7%、3人13.0%、4人1.0%、5人以上0.3%で2人が約6割と圧倒的に多い。兄弟姉妹の平均人数は、1.9人である。
- ・理想とする子どもの数は、2人48.5%、3人42.7%

%、4人3.5%、1人3.3%である。

- ・理想とする子どもの数より実際の子どもの数が少ないと回答した者に、その理由を訊くと教育費など経済的理由33.7%、これから産む予定17.4%、これ以上は育児困難12.9%、で1/3が経済的理由である。
- ・保育所ではなく幼稚園に入れた理由は、幼児期の教育は幼稚園だと思いが69.7%、
- ・その中でも私立幼稚園を選んだ理由は、教育方針や特色ある保育が68.3%
- ・私立幼稚園保護者に対する助成金は、十分でない、少なすぎるが60.0%、妥当な額38.3%
- ・世田谷区の公立幼稚園統廃合については、存続を認める意見34.0%、統廃合賛成27.8%
- ・私立幼稚園に期待することは、幼児期の保育・教育の充実が54.3%、安全対策17.6%、バス、給食、預かり保育などのサービス16.6%、子育てアドバイス9.8%である。

②母親の子育て意識調査概略

- ・母親の仕事については、専業主婦79.0%、パートタイム7.9%、自営業の手伝い6.0%、フルタイムの仕事2.4%で圧倒的に専業主婦が多い
- ・これまでに仕事をした経験がある母親は85.4%で退職理由は、妊娠・出産前後が49.0%、結婚前後が43.5%で出産、結婚による退職がほとんどであった。
- ・退職理由は、家事・育児に専念したい44.1%、仕事と家庭の両立困難30.3%である。
- ・パート、自営、フルタイムなど仕事をしている母親の仕事を続ける理由は、生きがい・仕事が好き37.6%、経済的理由24.2%、自営17.0%、祖父母、夫の理解や協力13.2%
- ・子育てに「生きがい」を実感するかでは、実感している68.1%、どちらともいえない26.6%、実感がない2.3%
- ・子育てしていて良かったことや喜びを感じたことがあるかでは、ある97.3%、どちらともいえない1.9%、ない0.1%
- ・子育ての充実感は、子どもとの関わり43.0%、自分の成長やストレス解消32.0%、家庭、夫婦の絆25.0%
- ・子育てしながら働くことについては、女性の負担が大きい59.5%、良いことだと思う12.3%、でき

れば働きたい7.3%

- ・少子化対策で行政にすすめてほしいことは、専業主婦の価値を認めた育児支援60.3%、幼稚園の預かり保育への支援11.2%、働く母親支援9.6%、企業の理解8.5%、保育所の充実5.3%

③自由記述回答

少子化について行政に望むこと、という自由記述欄には、7,871枚の回答数の内、2,689枚に記述があった。比較的多く記述されている内容の代表的意見は以下のようなものである。

- ・行政のめざす子育て支援は男性の目からみた支援になりがち。
- ・支援が働く女性に重点が置かれている。
- ・人に預けるより、親が育てる環境に対する支援を望む。
- ・正常分娩にも健康保険が効くようにしてほしい。
- ・子育てに専念している専業主婦が、肩身の狭くなるような風潮は疑問。
- ・ミルク、玩具、子どもの衣料品には、消費税をかけないでほしい。
- ・産みたくても産めない人は意外と多い。不妊治療への援助をしてほしい。
- ・幼稚園児は、病後児保育の登録が得られない。門戸を開いてほしい。
- ・児童虐待や育児放棄に目を光らせてほしい。
- ・少子化イコール保育所の充実は短絡すぎる。どういう人が子どもを産みたいか調査してほしい。
- ・スウェーデンのように「在宅育児支援」を考えてほしい。
- ・企業の理解を徹底させ、父親の育児参加をもっとできるようにしてもらいたい。

4) アンケート結果の考察

世田谷区の乳幼児の在宅養育状況は、平成15年度、0歳児87%、1・2歳児70%台である。そして3歳になると約50%の幼児が私立幼稚園に入園している。さらに4・5歳児の60%が私立幼稚園に在園している。(公立の4・5歳児は10%) それに対し、0～5歳児を合計しても待機児はわずか33人(そのほとんどは乳児と思われる)である。つまり世田谷区内の家庭は、2～3歳までは家庭で育て、その後は幼稚園に通わせる家庭が多いことがわかる。それを裏付ける結果が、幼稚園児の母親の79%が専業主婦だということである。そして子育てに生きがいを実

感している母親が68.1%で、子育てに97.3%の母親が良かったことや喜びを感じているのである。さらに幼稚園に通わせる家庭の平均子ども数は1.9人で、理想とする子ども数は2人が48.5%、3人が42.7%である。理想とする子ども数より現実の子どもの数が少ないのは、経済的理由が1位(33.7%)である。保育所でなく幼稚園に入れる理由は、質の良い幼児教育への期待である。私立幼稚園を選んだ理由は教育方針やその園独自の特色である。圧倒的に私立幼稚園希望が多い一因に、公立幼稚園に3歳児保育がないこともあるであろう。以上のことから世田谷区に在住する家庭は、幼児教育への関心が高く、子どもは入園料や保育料が公立に比べ圧倒的に高いにも関わらず、私立幼稚園志向が高いことが裏付けられる。反面働く母親に対しても、子育てしながら働くことは女性の負担が大きい(59.5%)と同情を示している。世田谷区の私立幼稚園に子どもを通わせる家庭では、働く母親支援が充実しても、「では働こう」とはならないようである。幼児期の子育てに意味を見出し、日々を充実させていることがわかる。

IV 少子化対策と育児支援をどう捉えるか

以上、国および地方自治体の取り組みと、地方自治体の一つである世田谷区の私立幼稚園児家庭を対象に育児支援に対する母親の意識を探ってきた。

ちなみにこの意識調査はその後、世田谷区長をはじめ区の関係部署に届けられたのは勿論のことであるが、東京都私立幼稚園連盟でも参考資料として用いられ、同連盟の月刊誌^(注15)に全調査結果が掲載され反響をよんだ。さらに、内閣府生活統括官(共生社会政策担当)付の少子・高齢化調整担当者から少子化担当事務の参考に資するため、として資料の送付を依頼された。また、文部科学省中央教育審議会の幼児教育部会^(注16)にも資料として提出された。その結果、平成16年6月8日の第15回、同部会の会合で幼児教育における預かり保育や子育て支援、低年齢児(2歳児)の受け入れのあり方や制度的位置づけについて検討され、幼稚園での2歳児の受け入れについては「かなり無理がある。慎重な対応を」「親子登園ならいいが、なぜ2歳から幼稚園に入れないといけないのか」など疑問の声が複数出たという。そして「行き過ぎた福祉行政が家庭や地域の

崩壊を助長させているとの指摘も聞かれた」という^(註17)。

これらの意識変換方向に世田谷区の幼稚園に通わせる専業主婦の意見が反映されたといえよう。また同部会のその後の「子どもをめぐる環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について（仮称）」の骨子案では、「保育所などによる子育て支援が親の子育て力を低下させているとの見方が示され、育児休業制度の充実など社会全体のあり方を見直す必要性が強調された」という^(註18)。

以上のように育児支援のあり方が動く母親支援にすり替わりそうな風潮に、専業主婦として子育て中の母親の意識が、一地方の集計結果ではあるが、参考資料として取り上げられたことは、大きな成果といえよう。

ボウルビイのアタッチメント理論やE.H.エリクソンの発達課題を挙げるまでもなく、人生の初期に母親（またはそれに準じる養育者）という固定した人物との継続された接触が、信頼関係の出発点であることは自明の理である。大脳生理学の研究からもすでに我が国の時実利彦氏が、脳細胞の絡み合いは、0歳から3歳までに急激に発達し、以後そのルートは変わることがないと世界でも先駆的な研究をしている。その後の研究でも、脳の構造や機能の経路となるシナプス（脳細胞樹状突起の先端で他の脳細胞と結び付く箇所）の発達は乳幼児期までに行われ、ネットワーク作り（回路の方向付け）には、生後の環境、つまり誰と関わりどのような環境で育てられたか、が影響すると言われている。人生の初期のみの一過的で以後改修不可能なこのような時期は、臨界期または敏感期と呼ばれている。

乳幼児期のアタッチメントが順調に進むと、以後3歳頃から、自立の芽が出て他の人々とも信頼関係を築けるようになり、徐々に集団生活への参加が、自らの意思により受け入れられるようになるのである。筆者のこれまでの幼児を持つ母親とのカウンセリング経験から見ても、3歳でなかなか親離れできない子は、それ以前の子育て中にアタッチメント形成が順調に進んでいなかった例は多い。すなわち母親が子ども以上に関心のあることがあったり、心配事を抱えストレスがあって上の空で関わったり、あるいは、育児書に惑わされゆとりを持った子育てを

していないなど、仕事を持つ親、専業主婦のいずれにも該当する要因である。バウアー（T.G.R. Bower）の「幸せな赤ん坊は、多分幸せな大人になるであろう」ということばを再認識したい。

理想の子育ては、乳幼児期の発達をよく理解し、アタッチメントが一番顕著となる1歳半から2歳までは家庭で育て、他児への関心の芽生える2歳から3歳頃までは、それぞれ公園デビューや週1～2回の母子ともに参加する育児サークルや2歳児クラスで情報交換やアドバイスを受け、子どもの方は、親の近くで同年齢児と徐々に交流の機会を深めていくのが、母子共に理想の姿である。「ジュエンゲーフリー思想」や「三歳児神話」に惑わされず、子育ての正道や子どもにとって何が最善かを今、原点に立ち返り世の中全体が認識してもらいたいものである。

育てたくても育てられない事情のある家庭の子育て支援は、何よりも必要である。しかし少子化の歯止めや、社会に出て働くことが女性の自立の第一義的なものといった捉え方が、少子化対策として働く母親支援にのみ強調されることには疑問が残る。いくら子育て支援の策だとして保育所や0歳児からの預かり、長時間保育を充実させても、そのようなことで若い女性の結婚や出産が増えるとは限らない。むしろ子育ての意味も自覚せず安易に子を産み、子育て委託に走る危険もある。そのような親としての責任を放棄した母親に育てられた子ども達の心の問題は無視してでも出生率さえ上がれば良いのであろうか。それより専業主婦として子育ての経験もあり、経済的支援があればもう一人位子どもがほしいと思っている育児や教育に熱心で、子育てに意味を見出しているベテラン主婦の生活を保障する方が、生まれてくる子どもの達も幸せであり人格形成上も好ましいことといえるのではないだろうか。

子を持つても働き続ける生き方、子育て期間それに専念する生き方、子を持たない生き方、結婚しない生き方、どれを選ぶかは個人に選択権があり、どれもが尊重されるべきであろう。

平成15年3月13日に少子化対策推進関係閣僚会議における「次世代育成支援に関する当面の取組方針（案）」^(註19)の目的、日本の将来推計人口によれば、「従来、少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、『夫婦の出生力そのものの低下』という新しい現象が見られ現状のままでは、少子化は今後一層進行す

ると予想される」とある。また急速な少子化の進行は、「我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであるから、少子化の流れを変えるため、改めて政府・企業等が一体となって、従来の取り組みに加え、もう一段の対策を進めていく必要がある」とあるが、そのもう一段の対策にいまだに家庭における子育て支援への具体策の文言は入っていない。前述の高橋史朗氏や池本美香氏の北欧諸国における育児支援の紹介によると、例えば、ノルウェーでは、3歳までは親が家で子どもを育てることを政策的に支援し、1・2歳児を対象に、フルタイムで子どもを保育所に預けた場合に保育所に対して支給される国の補助金分を、親が家庭で育てた場合には、親に対して現金で給付するという。フィンランドでは、3歳未満児の場合、在宅育児手当を受けて親が家庭で育児するケースが41%でその後の親が復職する場合の支援を政策として支援しているという。デンマークでは在宅育児手当は月6万円以上だという。これらの結果、働く女性が一時仕事を休み育児に専念する風潮が進み、また父親の育児休業も一般化して、保育所の入所児が減少したという。さらに高学歴でそれなりの仕事をしている女性に3人、4人子どもを持つケースが増えたという。北欧諸国のようにこれからの我が国で考える政策の中には「家庭で子育てする権利」が保障されることを願って止まない。

引用文献他

- (注1) 厚生労働省「人口動態統計」(平成14年版による)特殊出生率とは、15~49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。
- (注2) 内閣府ホーム・ページ「共生社会対策、少子・高齢化」より引用
- (注3) 高橋史朗 東京都私立幼稚園連盟主催の経営研修会講演「次世代育成支援対策推進法とは～地域行動計画策定手引きの問題点～」於.東京都私学財団、平成16年1月26日
- (注4) 池本美香「失われる子育ての時間(少子化社会脱出への道)」勁草書房 平成15

年11月5日 P.77~80

- (注5) Ritzer, George 1993 The McDonaldization of Society, Pine Forge Press → 1996=1999 正岡寛司監訳『マクドナルド化する社会』早稲田大学出版部
「マクドナルド化」とは、「ファーストフード・レストランの諸原理が、アメリカ社会のみならず、世界の国々の多くの部門で優勢を占めるようになる過程」といわれる。ここでは、教育産業にもその傾向が出てきていることを指す。
- (注6) (注4)に同じ P.182~198
- (注7) (注6)に同じ
- (注8) 「読売新聞」の「論点」平成16年1月23日
- (注9) (注5)参照
- (注10) 「世田谷区の幼稚園教育の現状と課題」世田谷区教育委員会 平成16年3月
- (注11) 「東京都学校教育基本調査」平成15年版
- (注12) (注11)に同じ
- (注13) カッコ内※印の説明は、筆者による。
- (注14) 「世田谷区における私立幼稚園保護者の『子育て支援』に関する意識調査」報告書(社団法人)世田谷区私立幼稚園協会、同PTA連合会 平成16年4月14日
※アンケートの原案は筆者が作成
- (注15) 月間冊子「都私幼連だより」6月号 東京都私立幼稚園連盟 平成16年6月1日 第146号
- (注16) 中央教育審議会幼児教育部、部長は世田谷区内の私立幼稚園々長でもある。
- (注17) 「全私学新聞」平成16年6月28日号
- (注18) 「日本教育新聞」平成16年7月16日号
- (注19) 「次世代育成支援に関する当面の取組方針(案)」報告書 少子化対策推進関係閣僚会議 平成14年3月13日

参考文献

- (1) 時実利彦 「脳の話」 雷鳥社 昭和52年4月10日
- (2) J. Bowlby 黒田実郎他訳 「母子関係の理論(①愛着行動)」 岩崎学術出版

昭和52年 6月12日

- (3) T.G.R.Bower A Primer Infant Development 1977 岡本夏木他訳 「乳児期」
ミネルヴァ書房 昭和55年11月15日
- (4) 池本美香 「失われる子育ての時間 (少子化
社会脱出への道)」 勤草書房 平成14年11
月 5 日